

琉球大学学術リポジトリ

米国管理下の南西諸島状況雑件　日本政府現地出先 機関（総理府沖縄事務所）

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-01-29 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43397

諮詢委、沖繩事務所と本省間往来電取扱

北米局長
奉事官

秘
無期限

主事課長

日本政府事務所内の往来電文の件

取扱い方

43.5.30. 計

先般、佐藤加古氏の行八手にて

日本政府事務所内の往来電文の取扱い

(各所頭面取扱)

書面成の通じ。

了り、本志末尾に電報元先と12. (4)

日本政府事務所長室に電報稿、及2.

指名を付合日本政府代表室の電報以

つとも外務大臣宛とし、日本政府事務所長室の電報の内、總理府にて

件12. (4) 密電文冒頭は「總理府」
と付記する旨。明記した項目があると

二3. 宮主次官の箇へ及ぶ(理由不明確)

GA-6

外務省

2427

1-5). 本項目は ~~本志~~ 本志より削除せん
理由。但し、未開次官は、電報を

御意原義記の送信にて事実上、本志に
付し又程予取扱へておる。

GA-6

外務省

昭和43年5月10日

各 位 殿

日本政府沖縄事務所次長

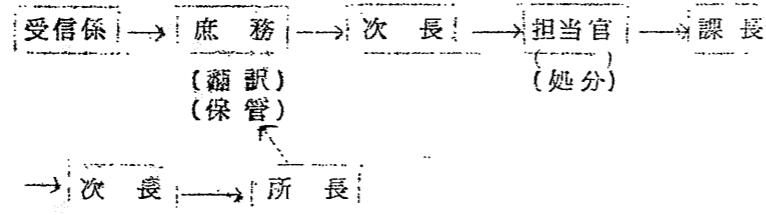
向後電信の処理経路を下記の如く致したいので、各位
の御協力を仰願いたします。

記

1 受 領

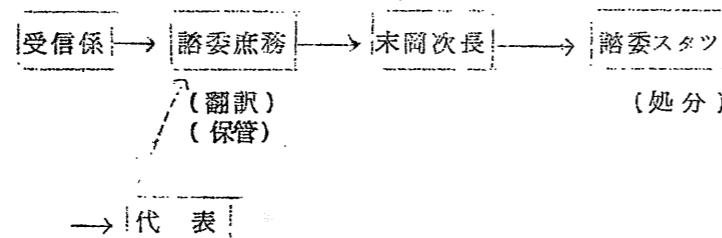
(1) 所長宛の場合

必要に応じ所長又は代表に連絡



(2) 代表宛の場合

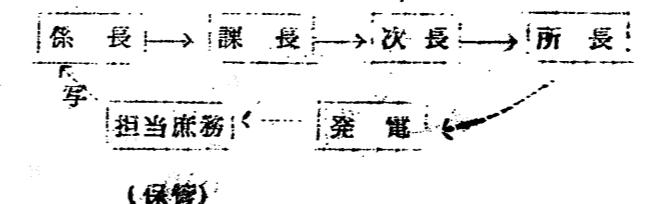
必要に応じ大使又は所長に連絡



2 発 出

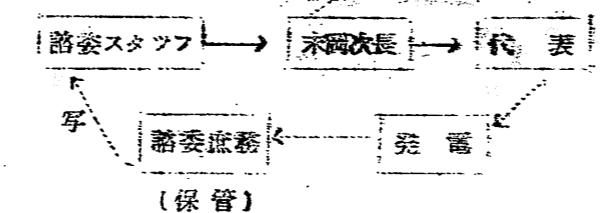
(1) 所長発の場合

必要に応じ所長に連絡



(2) 代表発の場合

必要に応じ所長に連絡



3 なお、本土各省より電話連絡をうけた場合、受領者は
必ず内容を書きとり、電信受領のルートにのせるよう
して下さい。
(但し、庶務課係の事務連絡は例外とします。)

◎ 総理府設置法（抜粋）

（附屬機関）

第十条 第十四条の三及び第十五条に規定するもののほか、本府に、次の附屬機関を置く。

統計職員養成所

日本政府沖縄事務所

（日本政府沖縄事務所）

第十三条 日本国政府沖縄事務所（以下「沖縄事務所」という。）は、次の事務を行なう機関とする

一 管轄区域（硫黄島、伊平屋島及び北緯二十七度以南の南西諸島を含む。）をいう。

以下この項において同じ。）におけるアメリカ合衆国の政府機関との連絡及び協議を行なうこと。

二 第九条第一号から第四号までに掲げる事務で管轄区域に係るものを行なうこと。

三 本邦と管轄区域との間の貿易に関する事務を行なうこと。

四 本邦と管轄区域との間の文化の交流に関する事務を行なうこと。

五 旅券法の特例に関する法律（昭和四十二年法律第二百三十七号）の規定の適用を受けける旅券に関する申請書の受理その他の事務を行なうこと。

沖縄事務所は、沖縄島那覇に置く。

3 沖縄事務所の所掌事務を分掌させるため、沖縄事務所に、出張所を置くことができる。

4 沖縄事務所の内部組織並びに出張所の名称並びに管轄区域は、總理府令で定める。

第十四条 沖縄事務所の所長を置く。

2 所長は、内閣總理大臣の命を受け、所務を掌理する。

3 前項の規定にかかわらず、前条第一項第一号に掲げる事務のうちアメリカ合衆国の政府

機関との協議に関する事務及び同項第五号に掲げる事務については、外務大臣が所長を指

揮監督する。この場合において、当該事務を掌理するときは、外務大臣は、その旨を内閣

總理大臣に通知しなければならない。

4 第二項の規定にかかわらず、旅券第一項第二号から第四号までに掲げる事務（同項第二

号に掲げる事務については、第九条第一号に掲げる事務を除く。）については、その事務

を管理する主任の大臣は、所長を指揮監督することをできる。この場合において、当該指

揮監督するときは主任の大臣は、内閣總理大臣に監査しなければならない。

第十四条の二 沖縄事務所に置かれる職員（次項の者を除く）「職員」という。）には、

俸給、扶養手当、期末手当及び賃金手当のほか、在勤手当を支給する。

2 職員に対して支給する在勤手当の支給額は、職員がその体面を維持し、かつ、その職務と責任に応じて能率を充分發揮することができるよう沖縄事務所又はその出張所の所在地における物価、為替相場及び生活水準を勘案して、政令で定める。

3 在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号）第二条第三項、第三条、第四条、第十条、（第三項を除く。）及び第二十一条第二項の規定は、第一項の俸給、扶養手当、期末手当及び勤務手当並びに在勤手当の支給について準用する。この場合において、これらの規定中「大使及び公使以外の在勤職員」とあり、又は「在勤職員」とあるのは「職員」と、「当該在外職員」とあるのは「当該職員」と、「在勤俸及び加俸」とあり、又は「在勤俸」とあるのは「在勤手当」と、第四条第一項中「特別職の職員の給与に関する法律第八条並びに一般職の職員の給与に関する法律」とあるのは「一般職の職員の給与に関する法律」と、第十条第二項中「外國」とあるのは「日本政府沖縄事務所又はその出張所の所在地」と、同条第五項中「本邦へ出張を命ぜられ、又は休暇帰国を許された」とあるのは「本邦へ出張を命ぜられた」と読み替えるものとする。

⁴ 在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号）

第一条第二項及び第三条の規定は第一項の俸給及び期末手当の支給について、同法第四
条第一項の規定は第一項の俸給及び在勤手当の支給について、同法第二項及び第三項並
びに同法第十条第一項、第四項及び第五項の規定は第一項の在勤手当の支給について、
同法第二十一条第二項の規定は第一項の俸給、期末手当及び在勤手当の支給について準
用する。この場合において、同法第十条第一項中「在勤地（國家公務員等の旅費に関する
法律（昭和二十五年法律第百十四号）に定める在勤地をいう。以下同じ。）」とあり、
及び「旧在勤地」とあるのは「沖縄島那覇」と、「在勤地を出発する日」とあるのは「
「沖縄島那覇を出発する日」と、同条第五項中「本邦へ出張を命ぜられ、又は休暇帰國
を許された在外職員で」とあるのは「政府代表が本邦へ出張を命ぜられた場合において」
と、「在勤地を出発した日から在勤地に帰京する日まで」とあるのは「沖縄島那覇を出
発した日から同地に帰着する日まで」と、「六十日をこえるものには」とあるのは「六
十日をこえるときは」と読み替えるものとする。

⁵ 政府代表の公務上の災害に対する補償及び公務上の災害を受けた政府代表に対する補
祉施設については、特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二

号）第一条第一項から第十六号までに掲げる特種職の職員の例による。

附 則

この法律は、昭和四十三年四月一日から施行する。

秘密表示(朱印)																	
<table border="1"> <tr> <td>部数指示</td> <td>発信用</td> <td>執務用</td> <td>備考</td> </tr> <tr> <td>主信</td> <td>3</td> <td>1</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>付</td> <td>393</td> <td>各/郵便局</td> <td></td> </tr> <tr> <td>私</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		部数指示	発信用	執務用	備考	主信	3	1	4	付	393	各/郵便局		私			
部数指示	発信用	執務用	備考														
主信	3	1	4														
付	393	各/郵便局															
私																	
至急																	
公信案(分類)																	
公信番号 米北合第 101 号 公信日付 昭和44年1月20日																	
大臣 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 宮房長	主管 アメリカ局 参事官 北米課長 吉川																
协議先 電信課長																	
受信者 日米諒誼向委員会日本政府代表 沖縄事務所長 寄附 総理府特別地域連絡局長 行政長官																	
発信者 外務大臣 (希望発送日) 1/20																	
件名 来往電、取扱 112-112																	
GA-2 20 84 外務省 回覧番号 OK																	

来往電の取扱 112-112

当省及外務総理府と諒誼向委員会日本政府
代表部及び日本政府沖縄事務所との間、
来往電、本土側登記受信者なし。從來すべて
本
外務大臣と大東島と二つ、本
外務大臣と大東島と二つ、
事務事務、總務長官、事務事務及外務
者、共管事務、区别を明瞭にす。
今後諒誼向委員会代表部及外務沖縄事務所と
外務省

GA-4

向、来往電、取扱い別紙要領は
 8月22日、来る2月1日より実施する。
 1月22日、貴代表部及公事務所、おへき
 方要領は別文提出する。
 なお、貴代表部及公事務所が各省
 本部に発出する電報、總理府との共管事
 領は、件名の末尾に共管
 表示（連）と記載する。従来の形式で
 ある旨、附表（もとて本のとて）、参考までに申
 添す。〔本件特連局と協議済み〕。
 付属添付
 本信送付先 日米諮詢委員会日本政府代表
 日本政府沖縄事務所長
 (外務省官)
 本信写送付先 總理府特別地域連絡局長

GA-4

外務省

別紙

日米諮詢委員会日本政府代表部
 及び沖縄事務所との間の来往電
 取扱い要領
 来電
 1. 総理府との共管事項
 (i) 本省配布用20-1回表通りとする。
 (ii) 総理府送付用20-1回次の通りとする。
 (i) 電信課復号用紙、次回の要領の1回（別添
 1参照）以此の印刷しておく。
 (ii) 主管印「總特総」を記入する。
 (iii) 発信者欄は

(管理大臣)	(外務大臣)
(總務長官)	

 及記載する。
 外務省

GA-6

2

(iv) 件名の末尾に來管を表す記号として(連)

を記入可。

(v) 配布用紙一

送信者欄の { 総理大臣 } の行、必要行の
 { 外務大臣 }
 総務長官

は、電信課において適宜抹消可。即ち、
 1) 諸尚書來電で、件名に諸尚書と表示の
 行の行の「總務長官」の行及び、右以外の
 行の行の「外務大臣」を抹消し、左の行に
 総務長官

總理大臣の意見集中の事項の行の行
 { 総理大臣 }
 { 外務大臣 } と可。(どちらも消さない。)
 総務長官

。但し、何れの場合においても、件名の末尾に

GA-6

外務省

3

(連) を記入可。

ii) 他省、沖縄事務所來電で、總然以て來管事項の
 行の行の「外務大臣」の連名と可。手次「總務長官」
 総務長官

へ」とあるものに「總務長官」と可。この場合、
 尚書は一連番号とし、次の行に(總務長
 官へ才号)を記載可。

但し、何れの場合においても、件名の末尾に
 (連)を記入可。

又、本省主管事項

統案通りと可。

往復

1. 総理府の來管事項

ii). 送信者欄の { 外務大臣 } の連名を記載可。
 総務長官

GA-6

外務省

但し、電信課は外務省登記署名の外務大臣名
の記入可。

(2) 件名の末尾に、米管玄蕃内可記号(連)を
記入可。(別添2参照)

(3) 諸局委託部は電報接到の際は、登記
署名にて次の要領にて処理可。

(i) 諸局委託部事項欄〔係の名の下〕終稿長官
と可。

(ii) 右以外のももの〔外務大臣〕の連名と可。
終稿長官

(4) 沖縄事務所は、電報接到の際は、登記署
名にて次の要領にて処理可。

(i) 沖縄事務所は終稿長官の下に行實(代
用)登記番号を引用(代名の下)「終稿長官」と可。

4

(i) 右以外のももの〔外務大臣〕の連名と可。
終稿長官

2. 本首主管のもの
従来通りと可。

5

別紙

日米諮詢委員会日本政府

代表部及公沖繩事務所と。

(iv) 来往電取扱い要領

来電

1. 総理官上、共管事項

(1) 本省配布用件從來通じてす。(別添)
コピー一

(2) 参照)

(2) 総理官送付用コピーは次とあります。

(3) 電信課復写用紙にて次の要領。

ア-1 (別添2 参照) と1. 予め

印刷12枚。

(4) 主管は「總特總」と記入す。

(v) 受信者欄は「總理大臣」と連名記載す。

外務大臣

總務長官

外務省

GA-6

(vi) 受信者欄は「大使、沖縄事務所長、代理」と記載す。

(vii) 件名、末尾に共管工作記

号と12(連)を記入す。

(viii) 配布用コピー

(ix) 受信者欄は「總理大臣」及び必要
外務大臣
總務長官

1917年9月、電信課に於いて適宜抹
消す。即ち(i)諮詢委員会電文

件名に(註)と表示の有る
諮詢委員会電文は「總務
長官」(註)右以降の手書
の有無

外務大臣(註)、手書 特12
總務長官

總理大臣の意見具申する事項の手書

外務省

GA-6

3

{ 総理大臣 }	
{ 外務大臣 }	とす。(件名の末尾)
總務長官	

但し、何れの場合において、件名の末尾
に(連)を記入する。

(ii). 例方、沖縄事務所來電で、純然たる共管
事項の場合は(外務大臣)の連名とする。また
總務長官

「總務長官へ」とある場合は「總務長官」と
する。この場合、番号は一連番号と、次の
行に(總務長官へ番号)を記載する。
但し、何れの場合において
件名の末尾に(連)を記入する。

2. 本省主管事項

GA-6

外務省

4

往來通」に記入(別添文書参照)。
往電
1. 総理府との共管事項
(i). 発信者欄は(外務大臣)の連名を記入 總務長官
載す。但し、電信課における発電 署名は外務大臣名のみとする。
2. 件名の末尾に、共管事項の記号 (連)を記入する。(別添文書参照)
(3). 言談向委代表部は電報接到の 際は、発信者名の次の欄に要領記入 せり又整理する。
(i). 言談向委勧告事項用紙の末尾 「總務長官」とする。

GA-6

外務省

5

(ii). 右以件 9 月 9 日 (外務大臣) 9
總務長官

連名上手。

(4). 沖繩事務所下、電報接到 9 月 9 日。

發信者名 1 月 22 日 要領 1 月 22 日 处理。

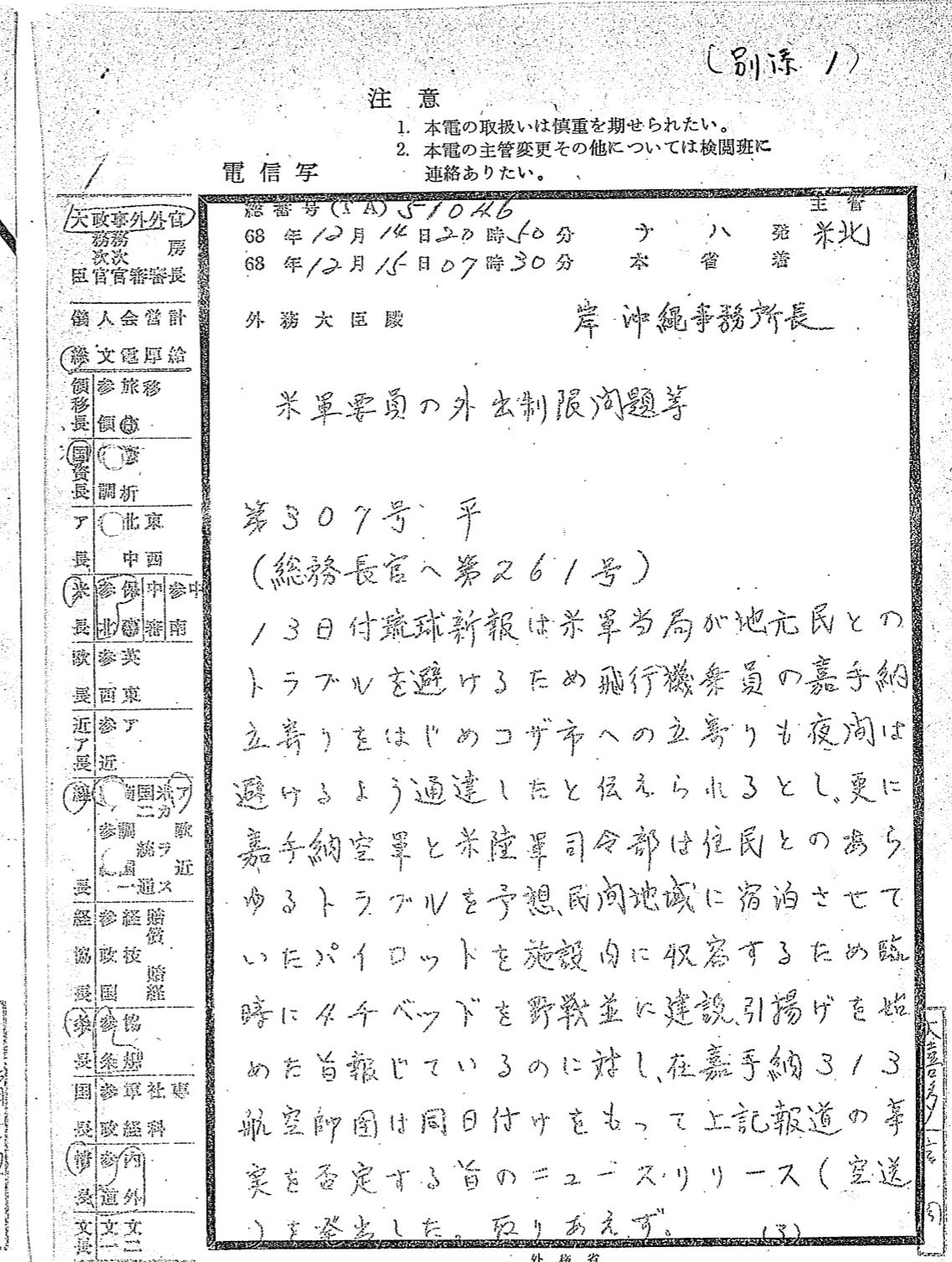
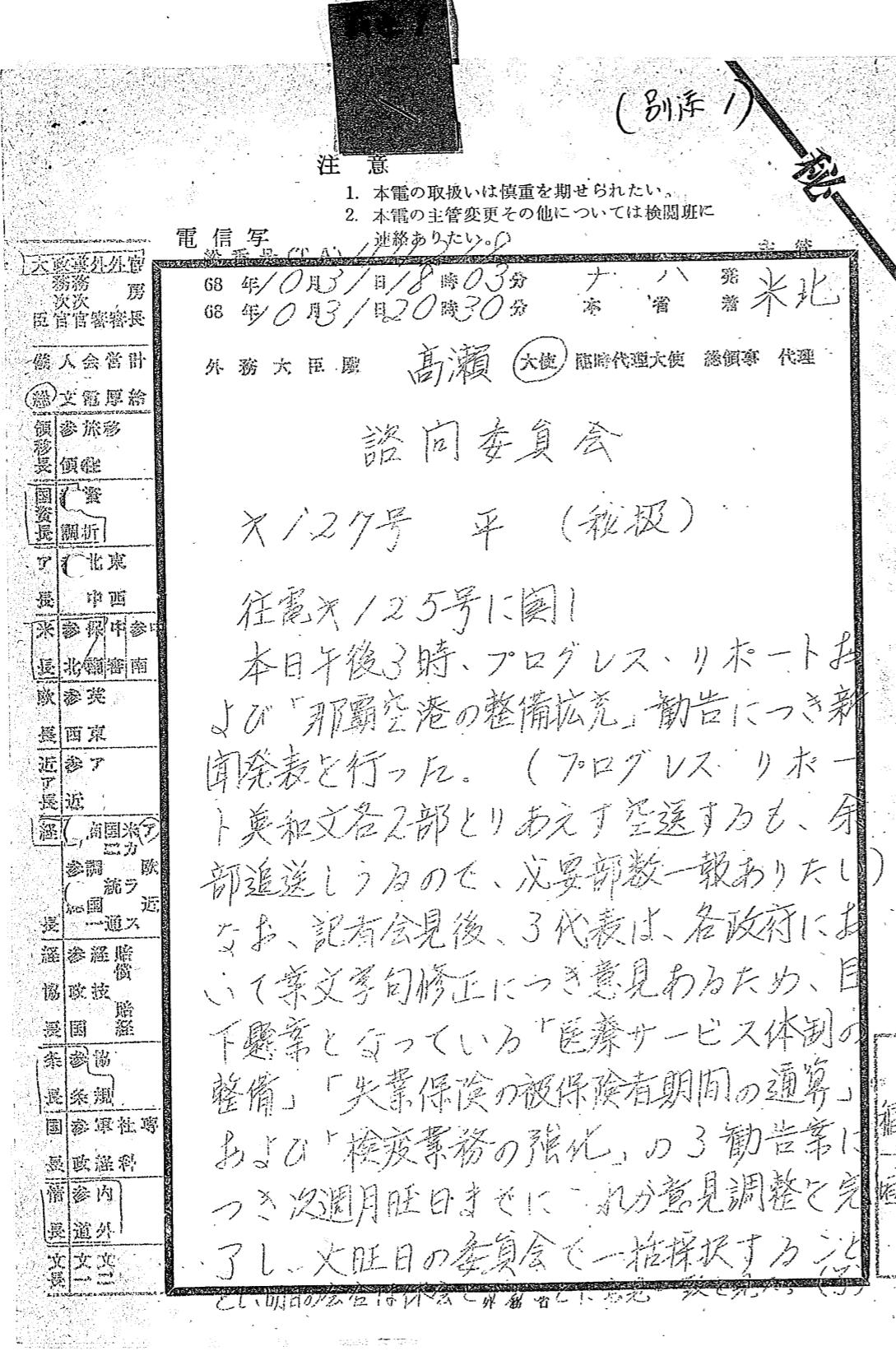
(i). 沖繩事務所下、總務長官 1 月 22 日

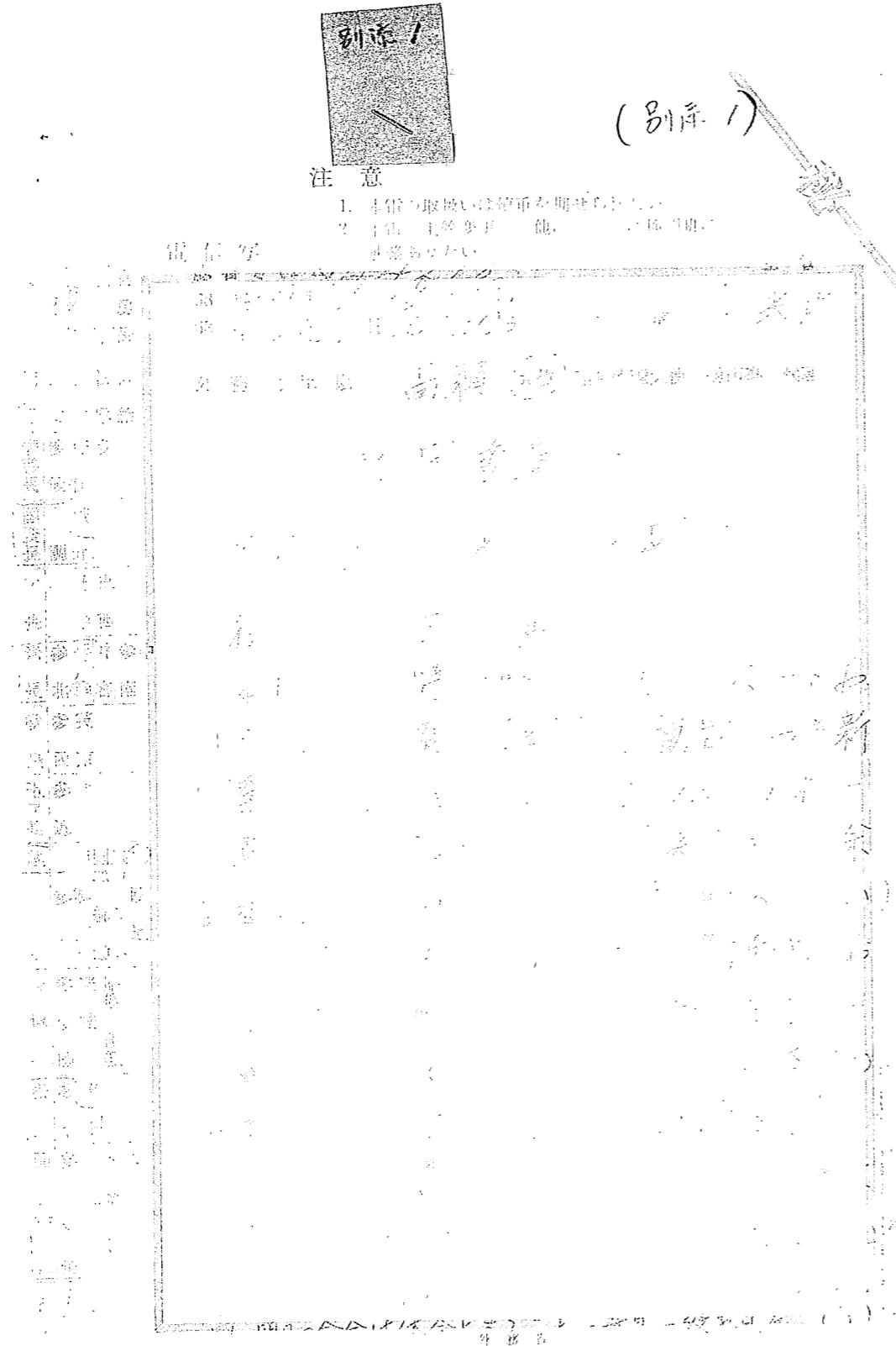
打電 1 月 22 日 電信番号 1 月 22 日
「總務長官」上手。

(ii). 右以件 9 月 9 日 (外務大臣) 9 連名上手。
總務長官

2. 本省主官 9 月 9

從來通 1 月 22 日。





至急
 大至急
 特急
 傷害
 件名チヨク
 別添
 連絡電報文是待
 優先處理
 稽報

69年 月 日 時 分	69年 月 日 時 分	主管 總特總
總理大臣殿 外務大臣殿 總務長官殿	大使 沖繩事務所長 代理	(連)
方 号 (總務長官、外 事務所長)		
（流）電信課において 1年分印刷料未定		

沖繩事務所來電の事

注 意
 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

大臣事務官	68年 月 日 22時40分	八	主書
次官	68年 月 日 00時52分	本	發着
官房審議長			米化
儀人会當計			
文電厚給			
領移			
旅移			
領金			
賃			
賃			
販			
ア。北東			
長			
中西			
米			
家保中參中			
長			
北國南			
歌			
參莫			
長			
西東			
近ア			
ア長			
近			
國米ア			
二力			
參國統ラ			
國一通ス			
經			
參經賠償			
協			
政技			
長			
國			
參			
規			
國			
參專社			
長			
政經科			
續			
參內			
景			
文			
長			

総務司(FA) 69年 月 日 時 分
 69年 月 日 時 分
 総理大臣殿
外務大臣殿
總務長官殿
 大使 沖繩事務所長 代理
 (連)
 方
号
(總務長官、外
事務所長)

(流) 電信課において 1年分印刷料未定

記者(高瀬大使) 総務司(FA) 69年 月 日 時 分
 69年 月 日 時 分
 総理大臣殿
外務大臣殿
總務長官殿
 大使 沖繩事務所長 代理
 (連)
 方
号
(總務長官、外
事務所長)

戰前郵便貯金私負し事
 号97号 平(被抜)
 貯配米北中40号人には關し、
 人郵便貯金私負しにつけて琉球側より
 再三にわたり陳情がなされてゐるが現在
 も未だ未解決であるため、7月15日
 本代表小林郵政大臣と懇談してゐる際、本件
 併せて沖繩側の受け入れ郵便物が、本土の
 在れに比し甚しく多數であることに鑑み、
 郵政にあつる特別援助による解決策を要望
 しねどころ、小林大臣は、
 (1)至急解決の用意あること。
 (2)従来本件交渉に当り琉球側が激進した
 代表者は、必ずしも十分なる準備と結
 論を持ちあわしておらず、問題点につ
 めるに、ならなかつた全縦があるで

至急
大至急
傷先又理

(冒頭 2)
別紙 2
関連電報文 暫待
件名手エレフ

1969年 月 日 時 時 分
1969年 月 日 時 時 分

殿殿殿至大總理

總管特旨

大使　冲縄事務所長　代理

(連)

中華書局影印
卷之三

• 100% 100% 100% 100% 100% 100% 100% 100% 100% 100%

注

別添 3

注 意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電 信 写

本件を急解決のためには決定的詰合
をなし得る交渉者の速やかな来日を希
望しあること。

(一) 郵便料金に最も有利な利率を採用する
ことにより、元金の5倍まで支払いつ
可能性があること。

(二) メードル・ペーロンは問題となるないが、
政治的に必要な措置、例えば郵政会館、
保険会館の建設等は別途考慮の余地あ
ること、専申し述べられ、常に政治的
に本件を解決する緊要性を痛感してい
た本代表として、更にエンカレッジングを
支持を得たものと想料していき次第であ
る。

又、本件解決に当つては琉球側にも種々の事情
もあり、且つ現在本土政府の方針から琉
政内部のみで問題の解決が促進され得不
いと理解したので、弁務官を介入せしめ、

-2-

注 意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電 信 写

琉政代表は十分なる交渉能力を持って上
京せしめること然るべきと思料し、その
第一段階として諮詢委員会問題を提起した
次第である。

今お本勧告提案を諮詢委員会議するまでは、内容を琉球側とにつのり必要あり
(瀬長代表は、メードル・ペーロンを鎮圧す
ることは困難なりと述べている)。若干の
時間を要するものと考えて頂かが、必ず此
に世上單なる諮詢委員会の权限論により、本件
を放置することは、本代表の組し得ざる
ところであるので、改めて御検討願いた
い。

又、本件解決は消極的な意味を持つものであ
るが、他方郵便料のアンバランスを補正す
る意味の援助が、郵政従業員への直接的
プラスになるものありとすれば、積極的
寄与はなるものと考ふられるので同援助

-3-

外 交 翻

注 意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電 信 写

はつゝても詔向委はちいて擧り上げ、本署
との関連性に考慮を払いつつ、はつめた
を所存であるので、郵政省とも連絡の上、
貴見至急御回示願いたい。

(3)

外務省

注 意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電 信 写

68年7月29日19時00分 ナハ発着
68年7月29日19時32分 本省着
北米

外務大臣 岸沖縄事務所長

台湾漁船の沖縄不法侵犯問題

*107号 平至急

貴電合文29.09号に掲し
1. 高岡氏に同行した琉太カネシマ キヨ
シ(理学部)、タカラ テツオ(農学部)
より所員が聴取せるところ、および本件
一行護衛のため隨行せるイラハ、タイラ
西巡査(八重山警察署)より当地警察局
に入った報告内容を総合すれば、一行が
琉政水産庁調査船団丸により尖閣列島
を調査中発見した台灣漁船の侵犯事例お
よびこれに対する上記護衛警官等の措置
ぶり次の通り。(同行琉球新報字頭部員
撮影の証拠写真空送)

(1) 8日前10時頃、ウォツリ島北側

外務省

注 意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電 信 写

沿岸約150メートルの沖合に台灣漁船3隻が碇泊しているのを発見(更に台灣漁船らしき1隻が付近を航行しているのが望見された) わが方護衛警官より即時退去方指示したが、漁船側は夕刻退去すると述べたので、退去強制は行わなかつた。

(2) 8日午後5時頃、ミタコジマでは台灣漁船らしき17隻が碇泊していたが、因南丸が接近すると、専該全漁船はコウビショウ方面へ向け去った。

(3) 9日前記コウビショウ方面へ向った船と同一らしき台灣漁船17隻が午後1時すぎミナミコジマ北東部に碇泊中の因南丸近くに投錨、船員6名が上陸したので、わが方護衛警官等も上陸、取調べたところ、専該漁船員(うち1名は楊進彬、と判明)が同島で

-2-

外務省

注 意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電 信 写

あはうじり
獲った信天翁、かつてどり洋海鳥の卵約400個を所持していたので、これとともに場所に底させしめると共に、速やかに退去方指示した。なお、漁船のうち9隻の船名は判明していながら、中国籍名前で大半が発音困難であるので別途公信により追報。

(4) 9日早朝、ミナミコジマ北東部に赴くと、同沿岸近くに約1万トンの難破船とテント小屋を発見した。調査の結果上記難破船は元パナマ籍船 SILVER PEAKで、難破後台灣の崇済鋼鉄社がパナマ海運公司から払い下げを受け、台灣の興南工程處が解体と請負い、作業人夫約60人(現場責任者 高雄県 輩山区 哮船頭里
オウリソウ 37号在住 蔡天生 40歳)を使って作業していることが判明。

-3-

外務省

注 意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電 信 写

した。人夫の諸君ところによれば、食糧、真水等は定期的に台湾より補給され来る趣であり、事実、本件調査を行った同日午前10時頃台湾船大華号(350トンクラスの鉄船)が現場に近付き、食糧等の積せ卸しを行つていて、わが方護衛警官等より速やかに退去を指示すると共に、現場責任者に対しては専該作業は正或許可を得てから行うよう指示した。

又お、本テント小屋にはダイナマイト10箱(1箱25キログラム入り)があつたが、これらはすべて解体作業の際に使われるものとの説明があつた。

(5) 9日午後ミナミコシマ北東沿岸近海で約3^尺の黒鯛に似た頭1尾が死んで海面に浮んでいた。

-4-

外務省

注 意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電 信 写

発見、本件調査に参加したタシロ ヒロシ氏(八重山地方行政課水産係長)が解剖したところ、死因はダイナマイト等の爆発によるものであることが判明した。これが前記難破船作業中における偶発的な事故であつたのか、又は専該魚獲場所近くにあつた前記テント小屋のダイナマイトの一部使用による差異、基因するものであつたのか等の詳細は確認できなかつた。

2. 上記の調査とは別個に入島地方府が6月25・26の2日間尖閣列島で領海侵犯、養殖および密漁取締り結果は現地よりの報告文さためいまだ判明していないが、同地方府より琉球農林局に入った報告書(空送)によれば、同府はヨナギニ、クロシマ、アラグスク島

-4-

外務省

注 意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電 信 写

およびイリオモテにおいても6月中旬より下旬にかけて台湾漁船の不法入漁調査を兼ね、漁業取締りを実施したところ、結果下記のとおり。

(1) 6月19日、派遣漁業監督官等取締り一行は、ヨナグニ島南西約2~3カイイリの沖合でとびむお漁獲および延縄操業に5日前取締りを実施したが台湾漁船は発見できなかつた。

(なお、上記地方方報告書には石垣島沖合にも台湾漁船が出没しある事例が併せ述べられてゐる)

3. 以上台湾漁船による沖縄不法侵犯事例は目に余るものがあり、琉政も事態を監視、7月12日アカミネ副主席がリラード副民政官と会見の際、米側よりかかる侵犯が今後起らぬよう台湾側の行政指導を得たい旨中国政府

-6-

(電信添注)
(2) 戒厳令監査中

外務省

注 意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電 信 写

に申入れるよう強く要請いた速である。上記要請に対する米側の反応について26日USCAR 涉外局担当官が所員に内証せるとこにによれば、USCAR はワシントンの承認を得て在中国米大使館に対し琉政要請どおり侵犯の防止協力方中国政府に申入れるよう要請した由である。については、領域保存および奥介類、海鳥資源保護についての早急な措置の緊要性にも鑑み、琉政が南方領域で有効な取締りを実施するよう日政援助により快速大型巡視艇提供の可能性等を含め、米琉双方として取りしみるべき措置について御検討の上結果ご回覧いただきたい。

引続き調査の上統報すべきも取れんえず。

本廳高麗大使了承済。 (3)

-1-

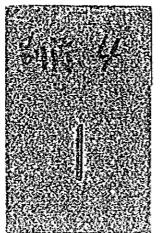
外務省

(回覧番号) 外務省電信案 (分類)

機密表示(極秘・秘の朱印)	符号表示 暗略	平	※ 総第 号
電信課長 平文	※ 第 号	※昭和 年月日時 分発 (別添 4)	
(本件相手)		大至急・至急 普通・LTF	※ 発電係
(※印欄内は電信課記入)			
大臣 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官房長	主管 アメリカ局長 参事官 北米課長	主管局部課(室)名 起案 昭和 43年12月24日 起案者 吉川 電話番号 445	
協議先			
大使 在那霸高瀬 総領事	臨時代理大使 代 理	あて 外務大臣発 總務長官	
電 在 報	大使 総領事	臨時代理大使 代 理	あて
件名 諮詢向委員会(連)			
(昭和四二・七・一 改正)			
GB-1			

(回覧番号) 外務省電信案 (分類) (別添 4)

機密表示(極秘・秘の朱印)	符号表示 暗略	平	※ 総第 号
電信課長 平文	※ 第 号	※昭和 年月日時 分発	
大至急・至急 普通 LTF		※ 発電係	
(※印欄内は電信課記入)			
大臣 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官房長	主管 アメリカ局長 参事官 北米課長	主管局部課(室)名 起案 昭和 43年12月24日 起案者 吉川 電話番号 445	
協議先			
大使 在沖縄事務所長 総領事	臨時代理大使 代 理	あて 外務大臣発 總務長官	
電 在 報	大使 総領事	臨時代理大使 代 理	あて
件名 琉球立法院9B52撤去決議(連) 電文號 (總務長官あて第 号) に付し。			
(昭和四二・七・一 改正)			
GB-1			



外務省電信案			
(回路番号) 機密表示(機密、秘の朱印)	番号表示 暗 路 平	總第 号	(※印記内は電信課記入)
昭和年月日時 分先			
第 号		(吉川 445)	
大至急・至急・普通・LTF 電電係			

主合		受信局名	
太 原	政務次官	事務次官	外務審議官
外務審議官	官 房 長	協議先	起案者 445
在那霸高瀬		臨時代理大使 外務大臣兼 總務長官	
代 理	大 使	臨時代理大使 總領事	代 理
件名	諮詢向委員会 (連)		
(昭和四二七月一 改)			

外務省電信案			
(回路番号) 機密表示(機密、秘の朱印)	番号表示 暗 路 平	總第 号	(※印記内は電信課記入)
昭和年月日時 分先			
第 号		(吉川 445)	
大至急・至急・普通・LTF 電電係			

主合		受信局名	
太 原	政務次官	事務次官	外務審議官
外務審議官	官 房 長	協議先	起案者 445
在沖繩事務所長		臨時代理人使 外務大臣兼 總務長官	
代 理	大 使	臨時代理人使 總領事	代 理
件名	琉球立法院9月5日撤去決議(連) 電文號 (總務長官起案號 445) 1月 1.		
(昭和四二七月一 改)			